

イナ
A 4069



本邦石油業保護に關する外油輸入税率の議

本邦石油業保護に關する外油輸入税率の議
~~本邦石油業保護に關する外油輸入税率の議~~
 五
 百萬以上に達する為増加の傾キアリ然レニ我帝國南ハ新鎮
 土台瀋ヲ有シテ石油ヲ産シ北ハ北海道全道に達シ大石油
 層ヲ有スルニ拘ハラズ斯業ニ從事スルノ收支償ザルヨリ
 隨起して倒徴に振ハルニ國家ハ亦之遺憾トスル處ナリ
 方今増稅問題トシテ或ハ酒或ハ塩或ハ砂糖糖等類稅
 源ヲ求ルニ急ナル時ニ當リテ且レシテ露國カ斯業ヲ保護ス
 ルノ周到ナルニ法リ第一本邦斯業ヲ保護シ才ニ稅
 源ニ乏スルノ目的ヲ以テ外油輸入稅ヲ從價ノ五割トシ
 (佐金ニ石油ノ價二月十レバ) 徵收セバ斯業ニ各地ニ活動興ニ需用
 (老同ノ價カ如シ) 者ニ比較上高價ノ嘆ヲク所謂一舉兩得ト奉存候間

大正十一年四月
陸軍省郵寄贈



聊市余壽、供中々、幸、中、採、採、榮、賜

ハバ重子、細、陵、可、任、候、敬、白

茨城縣常陸國真壁郡

関本所 牙民

明治三十七年七月二十九日

關 陸三



内閣總理大臣 伯爵大隈重信殿 閣下